

委 託 設 計 書

所属部課名	街づくり部公園緑地課21世紀の森と広場管理事務所						設計年月日	令和8年 1月1日	
部長	審議監	課長	所長	補佐	主幹	主査	係	設計者	設計審査
委託名称	野草園他管理委託								
委託場所	松戸市千駄堀地内								
年度科目	令和 8 年度						委託方法	単価契約	
委託期間	自 令和 8年 4月 1日 ~ 至 令和 9年 3月 31日								
委託価格	円(単価の合計)								
設計概要	内訳表のとおり								

内 訳 表

工種	種別	単位	数量	構成比	金額	摘要
	造園工	人/日	1.0	(21.5549%)		第1表参照
	普通作業員	人/日	1.0	(20.1876%)		第2表参照
	軽作業員	人/日	1.0	(14.1555%)		第3表参照
	交通誘導警備員B	人/日	1.0	(13.5925%)		第4表参照
	トラック(普通型)	台/日	1.0	(3.0634%)		第5表参照
	トラック(クレーン装置付)	台/日	1.0	(11.5637%)		第6表参照
	高所作業車	台/日	1.0	(9.9455%)		第7表参照
	芝刈機	台/日	1.0	(1.5359%)		第8表参照
	草刈機	台/日	1.0	(0.6898%)		第9表参照
	トラクター	台/日	1.0	(3.1238%)		第10表参照
	チェーンソー	台/日	1.0	(0.5874%)		第11表参照
小 計				(100.0000%)		
	ごみ処理費	kg	1.0		16	
委託価格						(単価の合計)

松 戸 市

単 価 表

第 1 表 造園工		1人/日 当り				
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人	1.0			
諸経費		式	1.0			
計	1人/日 当り					

単 価 表

第 2 表 普通作業員						1人/日 当り
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人	1.0			
諸経費		式	1.0			
計	1人/日 当り					

単 価 表

第 3 表 軽作業員						1人/日 当り
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽作業員		人	1.0			
諸経費		式	1.0			
計	1人/日 当り					

単 価 表

第 4 表 交通誘導警備員B		1人/日 当り				
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人	1.0			
諸経費		式	1.0			
計	1人/日 当り					

単 価 表

第 5 表 トラック(普通型)						1台/日 当り
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通トラック	1.5t積	日				
軽油	陸上用	L	11.6			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 6 表		トラック(クレーン装置付)				1台/日 当り
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トラック	クレーン装置付(2.9t吊) ベーストラック4.0t積	日				
軽油	陸上用	L	30.5			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 7 表 高所作業車		1台/日 当り				
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高所作業車	トラック袈装 伸縮ブーム バスケット型 作業床高12.0m	日				
軽油	陸上用	L	18.0			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 8 表 芝刈機		1台/日 当り				
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芝刈機	ハンドガイド式 芝用 刈幅55～65cm	日				
ガソリン	レギュラー	L	5.3			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 9 表 草刈機		1台/日 当り				
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
草刈機	肩掛 カッター径255mm	日				
ガソリン	レギュラー	L	3.9			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 10 表 トラクター						1台/日 当り
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トラクター	1.0t級	日				
軽油	陸上用	L	8.5			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 11 表 チェーンソー						1台/日 当り
名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
チェーンソー	鋸長350mm	日				
ガソリン	レギュラー	L	2.2			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

野草園他管理委託 仕様書

野草園他管理委託に基づく作業は、本仕様書によりこれを実施する。

1. 委託目的

本業務は、来園者が21世紀の森と広場（以下、公園）で快適に過ごせる環境を整備および自然の調和を保ち景観を管理すること、また公園の所有物で周辺住民の生活に支障のない管理をすることを目的に実施する。

2. 作業場所

別添図面のとおりする。

3. 作業内容

作業については、別紙年間管理計画のほか、管理上必要な作業については監督職員と協議の上実施する。

4. 作業実施上の注意

- ① 本委託の作業時間および休憩時間は原則として以下の通りとするが作業内容等により変更が必要な場合は監督職員と協議の上決定する。

作業時間：土曜日、日曜日および祝日を除く8時から17時まで

休憩時間：12時から13時まで

- ② 受託者は、毎週木曜日までに次週の作業内容、作業人員および使用機械等を記載した週間予定表を提出し監督職員の承認を得ること。
- ③ 作業当日は、作業開始までに当日の作業予定を記載した作業予定連絡票を管理事務所に提出すること。
- ④ 週間予定表に記載した作業内容を変更する際は、事前に監督職員に変更理由等を説明の上承認を得ること。
- ⑤ 雨天等によりやむを得ず作業を中止する場合は、監督職員に連絡の上承認を得ること。
- ⑥ 担当エリアの樹木、園路等の点検を週1回以上実施し、作業日報に点検結果を記載すること。

- ⑦ 強風や大雨後も上記⑥に示す点検を実施すること。特に、折れた枝が樹木に引っ掛かっている可能性がある所以他们を注視すること。
- ⑧ 枯枝・枯木を発見した場合は、来園者の安全確保を最優先とし、必要に応じて立入禁止などの措置を行なうこと。また、状況を監督職員に報告し、今後の対応を協議すること。
- ⑨ 落枝等を発見した場合は速やかに除去するとともに、周辺を点検し、異常の有無を確認すること。
- ⑩ 担当エリアを問わず異常を発見した場合は管理事務所に報告し、指示に従うこと。
- ⑪ 受託者は、作業終了後、委託者が書式を指定する作業日報を直ちに管理事務所に提出すること。作業日報には日付・作業人員・作業内容・使用機械・作業時間・作業場所および報告事項等を記載すること。
- ⑫ 公園利用者の安全を最優先で作業に当たること。
- ⑬ 道路上で伐採等の作業をする場合は、事前に「作業のお知らせ」を作成し、沿線住民に配布すること。また作業日に沿線住民に作業実施のあいさつをすること。
- ⑭ 機械を用いた芝刈りやブローを使用する場合は、作業時の飛石等が来園者に当たらないように防護対策（防護パネルや防護ネットなど）を実施すること。
- ⑮ 設計図書等に記載のない事項、または疑義が生じた場合、監督職員と協議の上決定する。

5. 作業月報の提出について

- ① 受託者は、当月の作業内容を記載した委託者が書式を指定する報告書（作業月報）を遅延なく提出すること。
- ② 作業月報に記載する内容は作業実施日ごとの作業人員・作業内容・使用機械・作業時間・作業場所および作業写真とする。
- ③ 作業写真は、当日作業内容がわかるよう以下の内容で撮影すること。
 - ・ 作業前
 - ・ 作業状況（作業人員、作業内容、使用機械等がわかるもの）

- ・作業後
 - ・その他委託者が指定するもの
- ④ 写真撮影にあたっては、次の項目を記載した小黒板を文字が判別できるよう被写体とともに写しこむこと。
- ・作業日
 - ・作業場所
 - ・作業内容
 - ・その他

6. 官公署等への手続き

- ① 作業に必要な関係官公署およびその他の関係機関への届出等は、受託者において、迅速に処理すること。
- ② 官公署等への手続きに要する費用は、受託者の負担とする。

7. 法令等の遵守

受託者は、当該委託に関する諸法令を遵守し、委託の円滑な進ちょくを図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行うこと。

8. 安全管理

- ① 受託者は、作業における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。
- ② ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管および取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。
- ③ 作業に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に損害を与える事故が発生したときには、応急措置および二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因および経過、事故による損害の内容等について、直ちに管理事務所に報告すること。
- ④ 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、通行および保安上の障害とならないよう作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風で周辺に散乱しないように注意すること。

- ⑤ 架空線(電線・通信線等)の影響により作業の安全性が確保できない場合、電力会社・通信会社等との立会いについて、監督職員に申し出て協議すること。
- ⑥ 受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。
- ⑦ 近年夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については、特に留意すること。

9. 作業方法等

① 作業基準

別紙「21世紀の森と広場園内管理作業基準」参照

② 除草

除草は適宜実施し、既存の植物を傷めないよう、竹ベラ等を用いて出来る限り除根する。ただし、密生している箇所は草刈機の使用を認めるが、監督職員の承認を得ること。

③ 剪定

樹種の特性に応じ、最も適切な剪定方法により行なう。花木類については、花芽分化の時期を考慮すること。

④ 施肥

施肥量、施肥時期、使用肥料については、植物の特性に応じて行なう。

⑤ 病虫害防除

本公園は原則として薬剤の使用を禁止しているため、管理区域内の樹木を絶えず観察し、時期を逸しないよう監督職員と連絡を密にし、枝切りやバーナー等による駆除を行うこと。

⑥ 排水

U字溝、集水桝等に溜まった土砂は入念に取り除き、常に良好な排水状態を保持すること。

⑦ 芝刈りおよび目土掛け

芝刈りは芝刈機を使用することを原則とするが、上中木、低木等の周辺部は手刈りとする。

目土掛けは指定の土を使用し、指定時期に実施する。

⑧ 山林管理

山林の管理は、良好な林床を維持すること。

⑨ 草および樹木管理

点検で発見した危険木、園路や外周道路等に落下する恐れのある枯れ枝、折れ枝、腐朽木等については早急に枝払いや伐採等の処理をすること。また、近隣住宅や外周道路に影響する草木が年間を通して無いように管理すること。

⑩ 清掃

園路、園地、およびその周辺のゴミを、取りこぼしのないようきれいに集積し、指定箇所に運搬処理する。

⑪ ゴミ

本委託作業により発生するゴミ（可燃ゴミ、資源ゴミ、剪定枝、草等）については、委託者が指示する方法で適正な処理をすること。

本委託業務により発生する伐採木等の発生材については、事前に監督職員と処理方法について協議すること。また、処分した発生材の計量伝票（重量記載）の写しを報告書と一緒に提出すること。

⑫ せせらぎ清掃

池のせせらぎ部分は、原則として毎日清掃し石張り部分のぬめりを取り除くこと。

⑬ 自然生態園管理

自然生態園の管理作業は、自然観察舎の休館日を標準とする。それ以外の日に立ち入るときは監督職員の許可を得ること。

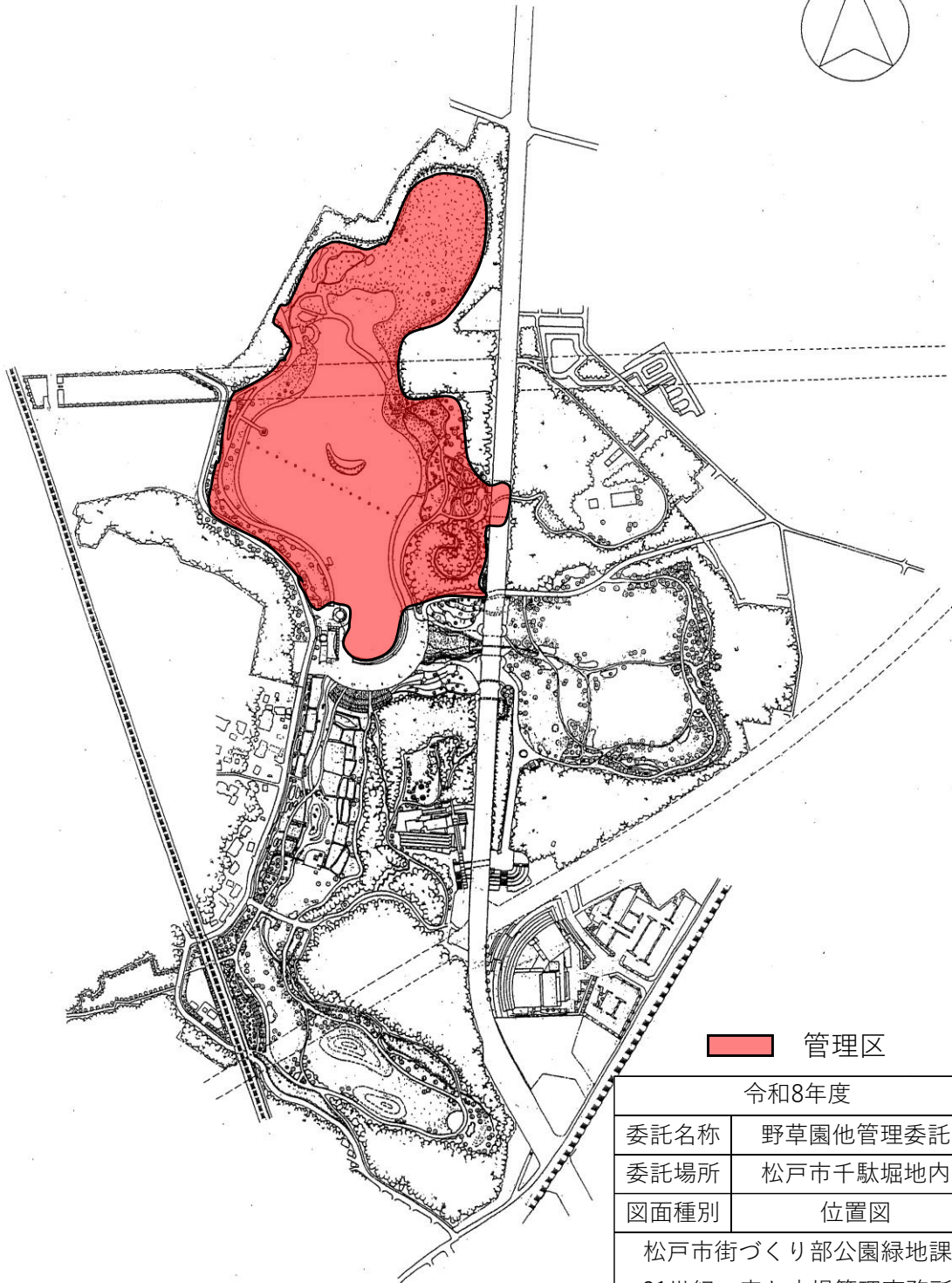
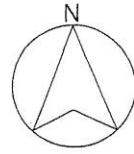
10. その他

- ① 重機の出入りなど作業性を考慮した林道等を整備すること
- ② 担当エリアに影響する草木等がある場合、監督職員と協議の上、対応すること
- ③ 主任技術者は、毎月第1水曜日の11時40分から開催される月例打合せに出席すること。出席が困難な場合は事前に監督職員に報告し代理人の出席の承認を得ること。
- ④ ゴールデンウィーク、お盆期間および年末年始の開園日のうち委託者が指定した日は、公園全域を担当エリアとして園内管理作業を実施しなければならない（特別勤務）
- ⑤ 本仕様書に定めのない事項は協議により定める。

作業内容

名 称	規 格 等	作 業 内 容
造園工	造園作業について相当程度の技能を有し、主として樹木の植栽または維持管理作業に置いて主体的業務を行うもの	剪定、移植等の高度な造園作業を行う。
普通作業員	①普通の技能および肉体的条件を有し、主として右に掲げる作業を行うもの ②その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの	1) 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 2) 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 3) 人力による小規模な作業 4) 人力による芝はり作業 5) 人力による除草
軽作業員	①主として人力による軽易な右に掲げる作業を行う ②その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの	1) 軽易な清掃または後片付け 2) 公園等における草むしり 3) 軽易な散水 4) 現場内の軽易な小運搬
トラック (普通型)	1. 5 t 積を標準仕様とする	大量の現場発生物の運搬処理を行う
トラック(クレーン装置付)	ベーストラック 4. 0 t 積、吊能力 2. 9 t を標準仕様とする	伐採樹木等の重量物の積み降ろしや運搬を行う
高所作業車	トラック装装、伸縮ブーム式、バスケット型、作業床高 1 2. 0 m を標準仕様とする	高所での樹木の伐採、枝打ち等を行う
芝刈機	ハンドガイド式、芝用、刈幅 5 5 ～ 6 5 c m を標準仕様とする。	芝生地の芝刈りを行う
草刈機	肩掛式、カッター径 2 5 5 m m を標準仕様とする。	植栽地の刈りを行う
トラクター	機械質量 1. 0 t 級、ホイール式で、耕運用ロータリー又はエアレーターを装備したものを標準仕様とする	普通車両の進入が困難な場所への資材の牽引等を行う
チェーンソー	鋸長 3 5 0 m m を標準仕様とする	樹木の伐採、枝打ち等を行う

位置図



管理区

令和8年度

委託名称 野草園他管理委託

委託場所 松戸市千駄堀地内

図面種別 位置図

松戸市街づくり部公園緑地課
21世紀の森と広場管理事務所

野草園他管理委託 年間管理計画表

	内 容	面積(㎡)	回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
植栽地	高木剪定														
	低木刈込	計 3,800	1												
		E:1,400 W:2,300 P:100													
	施肥	計 3,800	1												
		E:1,400 W:2,300 P:100													
芝生地	除草	計 3,800	3												
		E:1,400 W:2,300 P:100													
	下草刈	計 4,500	4												
緑地全般		E:2,000 W:2,500													
	芝刈	計 5,500	6												
	目土	E:1,000	1												
	施肥	W:4,500	2												
	エアレーション		1												
	除草		2												
緑地全般	地被除草	W:300	4												
	広場・園路清掃	計 33,500													
		E:20,000 W:13,500													
	せせらぎ清掃	E:100	10												
	放流塔清掃	P:300	12												
	園路除草	E:830	4												
	草地草刈り	計 13,200	2												
		E:12,000 W:1,200													
	せせらぎ草刈り	E:500	4												
	池草刈り	P:30,000													
	水面管理	P:30,000	52												
	島管理	P:2,000	12												
	湿地観察園管理	N:5,000	1												
	水面湿地管理	N:30,000	22												
	2tトラック借上														

E:野草園・池東側 W:池西側 P:池 N:自然生態園

2 1 世紀の森と広場園内管理作業基準

目次

第1章 樹木管理	1
第1節 一般事項	1
1-1-1 植物への配慮	1
1-1-2 施工時期	1
1-1-3 土壌	1
第2節 高木管理	1
1-2-1 一般事項	1
1-2-2 剪定	1
1-2-3 ヤゴ取り・胴吹き	2
1-2-4 病虫害防除	2
1-2-5 不適樹及び枯損木撤去	3
第3節 中・低木管理	3
1-3-1 剪定	3
1-3-2 病虫害防除	3
1-3-3 不適樹及び枯損木撤去	4
第2章 芝生地管理	4
第1節 一般事項	4
第2節 芝生地管理	4
2-2-1 芝生地刈り込み	4
2-2-2 エアレーション（ホーキング）	4
第3節 花壇管理（みどりの里及びつどいの広場）	4
2-3-1 地拵え	4
2-3-2 植え付け	4
2-3-3 管理	5
2-3-4 花壇かん水	5
2-3-5 施肥	5
第3章 清掃	5
第1節 清掃	5
3-1-1 園路及び緑地内清掃	5
3-1-2 園路及び緑地内ごみ拾い	5
3-1-3 落葉清掃	5

第1章 樹木管理

第1節 一般事項

1-1-1 植物への配慮

(1)対象植物の特性、活力及び環境条件等を考慮し、細心の注意をもって作業にあたること。

1-1-2 施工時期

(1)各種管理作業の施工時期は、天候や植物の生育状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、施工管理計画を作成し、作業を進めること。

(2)花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行うこと。

1-1-3 土壌

土壌は植物の生育基盤であり、不用意に乱したり、固結させたりしてはならない。
また、ガソリン、セメント、薬品等の有害な物質を混入させてはならない。

第2節 高木管理

1-2-1 一般事項

(1)材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、作業日報等により、監督職員に速やかに報告すること。

(2)架空線等には十分注意すること。

1-2-2 剪定

(1)高木類は樹種の特性等に応じた適切な剪定方法を原則として、その立地場所により、良く見極めて作業すること。

(2)不定芽の原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わないこと。頂部の樹勢が強い樹木の生育特性をふまえ、上方は強く、下方は弱く剪定すること。

(3)太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう、あらかじめ切断予定箇所の数10cm 上より切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い切除すること。切り口は水がたまらないように滑らかに処理する。また、太枝の切断面には必要に応じて防腐処理をすること。

(4)主として剪定すべき枝

ア 来園者の通行に支障となる枝

イ 枯枝

ウ 成長の止まった弱小の枝(弱小枝)

エ 著しく病害虫に侵されている枝(病害虫枝)

オ 通風、採光、架線等の障害となる枝(支障枝)

カ 枝折れにより落下の恐れのある枝(危険枝)

キ 樹形形成上及び生育上不必要な枝(冗枝、ヤゴ、胴吹き枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等)

(5) 剪定の手法

ア 切詰め剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに、定芽の直上の位置で剪定すること。ただし、定芽の方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(外芽や内芽等の剪定)になるよう、注意すること。

イ 切返し剪定

樹冠外に飛び出した枝を切り取り、再度樹形を作り直す(樹冠を小さくする)場合等に行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枝及び枯枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝、又は新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先の太枝を切り取ること。

ウ 枝抜き剪定

込み過ぎた部分の中すかし及び樹冠の形姿構成上、不必要な枝(冗枝)等をその付け根から切り取ること。

(6) 各種剪定

ア 冬期剪定

落葉樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

イ 夏期剪定(軽剪定)

冬期剪定とは本質的に異なる剪定で、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減などのため、止むを得ず行うものであり、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

※初夏剪定についても同様とする。

ウ 高木支障枝剪定

来園者の通行や施設物等に支障をおよぼす枝を剪定すること。

1-2-3 ヤゴ取り・胴吹き

ア ヤゴは、幹又は根部に沿って付け根から、剪定ばさみや切り戻し用ナイフ等で切除すること。

イ 胴吹き剪定は、来園者の通行に支障をおよぼす枝を剪定すること。

1-2-4 病虫害防除

(1) 樹木における病虫害防除については、農薬を使用せず、被害を受けた部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努めること。

(2) 剪定防除

幼令期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ等が枝葉に集団で生息している場合、こ

の部分の枝葉を、幼虫を落下させないように注意深く切り取り、速やかに搬出処分する。

1-2-5 不適樹及び枯損木撤去

- (1)不適樹及び枯損木の処理方法は監督職員と協議の上決定する。
- (2)伐採及び伐倒を実施する場合は周辺樹木、施設物、埋設物等を損傷しないよう注意深く行うこと。埋設物がある場合は、必要に応じて占有者(企業者等)に立会いを求めること。又、周囲の植栽等は必要に応じてシートをかぶせる等、保護養生を行うこと。
- (3)抜根して根部を除去した場合は、直ちに植込地用土、又は畑土で埋め戻し、地表面を均して危険のないように処理しておくこと。
- (4)地下部に生育の障害となるような異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告すること。

第3節 中・低木管理

1-3-1 剪定

- (1)樹木の特性に応じて、高さや枝幅に注意しつつ、切詰め、中すかし、枯枝・枯株の除去等を行うこと。
- (2)枝の密生した箇所は中すかしを行い、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込むこと。
- (3)裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込むこと。
- (4)枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。
- (5)針葉樹については、萌芽力を損わないよう、十分注意しながら芽つき等を行うこと。
- (6)各種剪定

ア 中・低木剪定(球形・円筒形)

単独で植栽されている中低木を、球形や円筒形の決められた形に仕立てること。

イ 中木剪定(自然樹形)

単独で植栽されている中木を、自然な樹形に整姿・剪定すること。

ウ 中・低木徒長枝剪定

春から夏にかけて伸びた徒長枝だけを切詰める作業で、樹冠全体の刈込みではない。花芽のついた

他の枝に注意しながら作業にあたること。

エ 寄植剪定

生垣状又は、植えつぶしに植栽されている中・低木を面的に刈込むこと。

1-3-2 病虫害防除

1-2-4 病虫害防除に準ずること。なお、植栽密度が高い部分は、特に注意して

防除作業にあたること。

1-3-3 不適樹及び枯損木撤去

1-2-5 不適樹及び枯損木撤去に準ずること。

第2章 芝生地管理

第1節 一般事項

第1章樹木管理第1節一般事項に準ずる。

第2節 芝生地管理

2-2-1 芝生地刈り込み

(1)芝生地内にある樹木や施設等を損傷しないように注意しながら、刈むら・刈残しのないよう均一に刈り込むこと。

(2)刈高は2cm 程度を標準とする。

(3)作業に先立ち、芝生地内の紙くず、空き缶等のごみ類や小枝等、芝生地の美観を損うごみ類を取り除くこと。

(3)ほふく茎が芝生地内の施設に乗り上がらないよう、また低木の根元に侵入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。

2-2-2 エアレーション(ホーキング)

(1)芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行うこと。

(2)カッティングの深さ、間隔等については、監督職員と協議すること。

第3節 花壇管理(みどりの里及びつどいの広場)

2-3-1地拵え

(1)古株、雑草等は根から掘り出し、根に付着した土を払った後、搬出処理すること。

(2)花壇面は床土をシャベル等により30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やごみを取り除き、凸凹のないよう均一にむらなく敷き均すこと。

(3)肥料を施す場合には所定の量を、花壇面に均一にむらなく敷き均し、くわ、レーキなどにより床土とよく混合すること。

2-3-2 植え付け

(1)植え付ける花苗等の種類、数量及びデザイン等は監督職員の指示による。所定の苗数をむらのないよう見栄えよく適切に植え付けること。

(2)植え付け後は、よくかん水し、傾いたり根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植え直すこと。

2-3-3 管理

- (1)除草は天候や、土壌の状態に注意し、無駄なく時期を失しないように行うこと。
- (2)除草は花苗を傷めないよう、除草フォークや鎌等により、雑草だけを根から抜き取ること。花がら、咲きがらも花苗を傷めないように摘むこと。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直すこと。
- (3)花壇内のごみ等は除去すること。
- (4)植え替えを指定されたものは、花苗を丁寧に抜き取り、新しい苗を周囲に調和するように植え付けて、よくかん水すること。周囲の苗も必要に応じて、植え直すこと。

2-3-4 花壇かん水

花苗を傷めないよう丁寧にすること。

2-3-5 施肥

- (1)元肥は花壇面に所定の量を均一に撒き、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込むこと。
- (2)追肥は肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、監督職員と協議の上、最も効果的な方法により行うこと。

第3章 清掃

第1節 清掃

3-1-1 園路及び緑地内清掃

園路及び緑地内の小枝、紙くず、空き缶等のごみ類等をほうき類で掃き集めて処理すること。

3-1-2 園路及び緑地内ごみ拾い

園路及び緑地内の手で拾える程度の大きさの紙くず・空き缶等のごみ類等を拾い集めて処理すること。

3-1-3 落葉清掃

園路及び緑地内の落葉や小枝等をほうき類で掃き集めて処理すること。

※清掃作業にあたり、大きなコンクリートガラ等や不法投棄されたごみ等については、監督職員へ速やかに報告すること。

野草園他管理委託

参考予定数量

名称	単位	予定数量
造園工	人/日	40
普通作業員	人/日	190
軽作業員	人/日	300
交通誘導警備員B	人/日	10
トラック(普通型)	台/日	80
トラック(クレーン装置付)	台/日	10
高所作業車	台/日	10
芝刈機	台/日	20
草刈機	台/日	180
トラクター	台/日	20
チェーンソー	台/日	40
ごみ処理費	kg	100